

(2024/4/1～)

変更届提出書類一覧（訪問型サービス/通所型サービス）

◆変更届出の提出期限等について

- 届出は変更日から 10 日以内に行ってください。
- 提出書類：①変更届（別紙様式第三号（一））
  - ②付表 ※電子申請届出システムへの移行を踏まえ、必ず提出してください。
  - ③（必要に応じて）変更届添付様式・添付書類

◆介護予防・日常生活支援総合事業費の請求に関する事項の提出期限等について

- 届出日・加算算定開始月は次のとおりです。

サービス区分	届出日	加算算定開始月
訪問型サービス/通所型サービス（共通）	毎月 15 日以前	翌月
	毎月 16 日以降	翌々月

- 提出書類：①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に関する届出書（別紙 50）
  - ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-4）
    - ※「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」について、**変更ある事項（加算項目）のみ記入してください。**
  - ③添付書類

◆提出先・問い合わせ先

坂井地区広域連合介護保険課

〒919-0526

坂井市坂井町上兵庫 40-15

TEL：0776-91-3309 FAX：0776-72-3306 Eメール：[kaigo@kouiki.sakai.fukui.jp](mailto:kaigo@kouiki.sakai.fukui.jp)